

低所得者の保険料第1号保険料軽減強化について

介護保険法の改正により消費税による公費を投入して低所得者の保険料の軽減強化を行う仕組みを設け、2015年4月から一部実施(※第1段階は0.5→0.45に軽減)を行っている。

2019年10月の消費税率10%への引き上げに合わせて、2019年、2020年にかけて更なる軽減強化を実施する。

表 所得段階基準割合と保険料金年額

対 象 者	所得段階名	基準割合と 保険料金額	2019年 4月～	2020年 4月～
生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の人 世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	第1段階	×0.45 28,620円	×0.375 23,850円	×0.30 19,080円
世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	第2段階	×0.65 41,340円	×0.575 36,570円	×0.50 31,800円
世帯全員が市民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える人	第3段階	×0.75 47,700円	×0.725 46,110円	×0.70 44,520円
世帯の中に市民税課税の人がいるが、本人は市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	第4段階	×0.90 57,240円	×0.90 57,240円	×0.90 57,240円
世帯の中に市民税課税の人がいるが、本人は市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	第5段階 (基準段階)	×1.00 63,600円	×1.00 63,600円	×1.00 63,600円
本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	第6段階	×1.20 76,320円	×1.20 76,320円	×1.20 76,320円
本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	第7段階	×1.30 82,680円	×1.30 82,680円	×1.30 82,680円
本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	第8段階	×1.50 95,400円	×1.50 95,400円	×1.50 95,400円
本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	第9段階	×1.70 108,120円	×1.70 108,120円	×1.70 108,120円
本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	第10段階	×1.80 114,480円	×1.80 114,480円	×1.80 114,480円
本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の人	第11段階	×1.90 120,840円	×1.90 120,840円	×1.90 120,840円